

石綿障害予防規則等の改正に関する意見募集について



厚生労働省は、石綿ばく露防止対策に関し、引き続き、作業の実態や科学的知見の集積状況等を踏まえ対策の充実を図っていく必要があることから、平成 20 年 9 月に取りまとめられた「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書」を踏まえ、石綿障害予防規則等について改正を行うこととし、平成 20 年 12 月 22 から平成 21 年 1 月 20 日まで改正案に対する意見募集を行いました。改正内容の詳細は、以下のとおりです。

①石綿障害予防規則の一部改正

1. 事前調査結果の掲示義務付け
2. 隔離措置を講ずべき作業対象として保温材や耐火被覆材等除去作業にも拡大
3. 隔離措置と併せて講ずべき措置として作業場所の出入口に集じん・排気装置や前室設置義務付けの追加
4. 隔離措置の解除に当たって、作業後の湿潤化等の措置の追加
5. 吹付け石綿等の除去作業時における電動ファン付き呼吸用保護具等使用の義務付け
6. 鋼製船舶の解体における石綿則の一部適用

②石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程(平成 17 年厚労省告示第 132 号)の一部改正

1. 教育を行うべき範囲として「喫煙の影響」、「船舶の解体等の作業の方法」の追加
2. 教育を行うべき最低限の時間として、保護具の使用方法に関して1時間と規定

③施行期日は平成 21 年 4 月 1 日(①-6、②については平成 21 年 7 月 1 日)

当社は、石綿障害予防規則に基づく事前調査等で多くの実績があります。改正に関する詳細など、疑問点はお気軽にお問い合わせください。

資料 2008年12月22日付 厚生労働省

品質検査箇所 加藤吉紀